

平成 21 年度事業報告書 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

1 役員会の開催

(1) 第二十六回理事会

第二十六回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 21 年 5 月 18 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事 36 名

(本人出席 7 名、代理人出席 28 名、書面による表決権行使者 1 名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議 案： 第一号議案 評議員推薦の件

第二号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件

第三号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件

第四号議案 平成 20 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第五号議案 平成 21 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

1. 小貫 芳信

2. 小杉 丈夫

(2) 第二十四回評議員会

第二十四回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 21 年 5 月 18 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員 32 名

(本人出席 7 名、代理人出席 25 名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案及び第二号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議 案： 第一号議案 平成 20 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第二号議案 平成 21 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の評議員 2 名が指名された。

1. 河内 悠紀
2. 小泉 淑子

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成 21 年 5 月 18 日付でそれぞれの役職を委嘱した。

(3) 第二十七回理事会(書面による議決)

平成 21 年 12 月 15 日、理事長原田明夫は第二十七回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成 22 年 1 月 13 日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 理事推薦の件

候補者 庄司哲也 日本電信電話株式会社取締役総務部門長

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 小貫 芳信

(4) 第二十五回評議員会（書面による議決）

平成 22 年 1 月 18 日、理事長原田明夫は第二十五回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成 22 年 2 月 1 日、過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 庄司哲也 日本電信電話株式会社取締役総務部門長に対する理事委嘱
承認の件

議事録署名人として、以下の評議員 2 名が指名された。

1. 小島 吉晴
2. 小泉 淑子

2 法整備支援受託事業

(1) ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

①第 31 回ベトナム（不動産登記制度に関する理論と実務）研修

期 間： 平成 21 年 8 月 17 日～8 月 21 日（5 日間）

場 所： JICA 東京国際センター及び法務総合研究所（東京）

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、①ベトナム司法省が起案した不動産登記法草案及び担保取引登録法草案について、ベトナム現地に派遣されている長期専門家及び同プロジェクトにおいて民事関連法令起草を支援する国内支援グループとして設置されている「ベトナム民法共同研究会」委員と研修員との間で集中協議を実施し、同委員らからの助言指導によってその内容を改善すること、②両法案についてベトナム側で争点となっている事項につき、対応する日本の制度とその運用を比較研究の対象とし、有用な点を草案に取り込むこと、及び③起草作業の直接的な責任部署である司法省担保取引登録局の担当職員のみならず、両法案の成立に影響力を有する国会事務局の担当職員らをも参加させることにより、両法の重要な論点につき関係機関・省庁間におけるコンセンサスの形成を促すことを主要な目的とする。

研修員： 7名

ヴ・デュック・ロン	NRAST局長
ファム・チ・デュック	国会事務局法律局副局長
ド・トゥ・トワイ	NRAST副局長
ハー・フォン・ラン	国際協力局副局長
ゴ・ティ・キム・トゥ	民事経済法局シニア専門官
グエン・ティ・トゥ・ハン	NRAST財産取引登録課次長
グエン・ヴィエット・フォン	NRAST専門官

②第3回ベトナム(刑事訴訟法の理論と実務に関する比較的考察)研修

期 間： 平成21年11月30日～12月11日（12日間）

場 所： 法務総合研究所（東京）及びJICA東京国際センター

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、研修員が、日本の刑事訴訟法の訴訟構造、日本の検察制度などについて専門家から講義を受け、刑事法廷を傍聴することなどによって、当事者主義的訴訟構造を持つ日本の刑事司法活動の実情等を学ぶとともに、今後のベトナム刑事司法制度の展望についての発表を行い、これに関して専門家と集中協議をし、問題点の抽出、改善策の検討を行い、刑事訴訟法等の改正を含めたベトナム刑事司法制度改革を後押しすることが主な目的である。

研修員： 10名

グエン・ミン・ドゥク	最高人民検察院犯罪統計局長
グエン・マイン・ホウン	最高人民検察院判決執行監督部長
チュウ・ヴィエト・ハイン	ラオ・カイ省人民検察院検事正
グエン・タイン・ハオ	最高人民検察院刑事事件訴追・裁判監督部副部長

グエン・ホワイ・ティエン	最高人民検察院ハノイ控訴部副部長
グエン・フォン・ドン	バクザン省人民検察院次席検事
ディン・スアン・ナム	最高人民検察院ハノイ検察訓練校副校長
グエン・ヴァン・ミン	最高人民検察院人事部人事管理課長
トン・ミン・トゥエン	最高人民検察院検事
マイ・テー・バイ	最高人民検察院検事

③第33回ベトナム(民事判決執行の実務研究)研修

期 間： 平成21年12月21日～12月25日（5日間）

場 所： JICA大阪国際センター及び法務総合研究所(大阪)他

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム側から新しく成立した民事判決執行法を適切に運用する上で、日本の民事執行の実情を学びたいと要望してきたため、法務総合研究所国際協力部がJICAと協力して本研修を行うこととなったものである。本研修は、研修員が実務家からの講義及び大阪地方裁判所執行センターの見学によって、日本における民事執行の実情を学ぶとともに、ベトナムにおける民事執行実務の問題点について発表し、これに関して大学教授等と集中協議をして改善策の検討を行い、新しく成立した民事判決執行法を適切に運用していくための方策を見出すことが主な目的である。

研修員：10名

グエン・タイン・トゥイ	MOJ民事判決執行総局副総局長
チャン・ミン・フォン	MOJ民事判決執行総局人事課副課長兼上級法律専門家
レー・トゥアン・ソン	MOJ民事判決執行総局法律専門家
グエン・ティ・ヴィエト・アイン	財務省法務局総務課副課長
ダオ・ティ・ホン・ミン	内務省組織人事局副局長
グエン・コン・ロン	国会事務局司法部副部長
レー・コン・フック	MOJビンズオン省民事判決執行局局長
チャン・ヴァン・トゥ	MOJゲアン省民事判決執行局局長
チャン・ヴァン・ムオイ	MOJバリア・ブンタウ省民事判決執行局局長
レー・バー・ソン	MOJトゥアティエンフェ省民事判決執行局局長

④第34回ベトナム(行政訴訟法)研修

期 間： 平成22年2月24日～3月5日（10日間）

場 所： 法務総合研究所(東京)他

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム行政訴訟法起草担当者を中心とする研修員を日本

に招き、日本の行政訴訟の理論及び実務について情報提供を行うとともに、ベトナム側の行政訴訟法草案についての意見交換を行うことにより、同法案の改善に役立てるために実施したものである。

研修員：10名

チャン・ヴァン・トゥ	最高人民裁判所(SPC)副長官
ゴ・ホン・フック	SPC裁判理論研究所所長
グエン・スアン・クオイ	SPC控訴裁判所判事
フィン・サン	カインホア省人民裁判所所長
チャン・ヴァン・チャウ	ベンチエ省人民裁判所所長
タ・クオク・フン	ハノイ市人民裁判所副所長
フィン・ゴック・AIN	ホーチミン市人民裁判所副所長
チュ・タイン・クアン	SPC裁判理論研究所刑事行政課課長
マイ・AIN・タイ	SPC秘書課法律専門官
ブイ・ヴァン・タイン	SPC国際協力部法律専門官

(2) ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1(平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2(平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3(平成15年7月～平成19年3月)が実施されてきたが、その後をうけた国際協力機構とベトナム司法省他のベトナム法・司法制度改革支援4ヶ年プロジェクトは平成19年4月からスタートし平成22年度が最終年度となっている。

プロジェクトの主要内容

「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区を指定し、同地区において、司法機関（裁判所、検察庁、弁護士会）及び司法補助機関（戸籍、不動産登記、公証に関する機関）の能力の改善に向けた取組を行う。起草支援としては、平成19年11月の国会にて決定された立法スケジュールを踏まえ、不動産登記法、担保取引登録法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正支援が予定されている。

当年度は民法共同研究会（委員長 森嶌昭夫日本気候政策センター理事長 委員10名）が研究会を7回開催し、裁判実務改善研究会（委員長 村上敬一同志社大学大学院教授 委員4名）が6回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家の現地活動が継続実施された。

当財団は本プロジェクトの運営会議や、各研修会、ワーキンググループの事務局業務を担当している。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①平成21年度カンボジア研修(供託)

期 間： 平成21年9月9日～9月17日（9日間）

場 所： 法務総合研究所(東京)

研修内容： カンボジアにおいては、当初、弁済供託及び裁判上の寄託が手続的には同一であることを考慮し、民事訴訟法及び民法の施行にあたっては、近い将来「供託法」が立法されることを前提として立法作業が進められてきた。しかしながら、両法案立案の最終段階において、民法が制定を予定している供託法については、立案・制定・施行の早期実現が極めて困難になったため、2008年末より、裁判上の寄託手続のみを定めた裁判寄託省令の起草を先行して開始した。本研修においては、民法や裁判寄託省令の起草に関わった日本側民法部会及び民事訴訟法部会委員による講義や質疑応答、法務省民事局による日本の法務省と法務局の組織関係等についての講義、東京法務局見学等を通じ、供託制度についての研修員の理解を深めることを目的としている。また、カンボジアでは、従前、立法作業の際の人材不足等から、ややもすると外国の支援機関主導による立法が行われてきたところであるが、本研修では、事前にカンボジアが草案を準備し、そのプレゼンテーションを行うとともに、民法・民事訴訟法部会委員の助言の下、草案の検討を行うという、キャパシティビルディングの目的にかなった内容となっており、これによりカンボジア側研修員の能力向上を期するものである。

研修員：8名

カオ・ルット	司法省次官補
チュオン・テッチ	司法省次席監査官
ティット・ルッティ	司法省付判事
トイ・タリット	司法省民事局長
ソー・プムラ	司法省検察局長
キー・チット	司法省監察官
ソッチ・ソパナラ	司法省監察官
パン・チャンリー	司法省総務局長代理

②第6回カンボジア法曹養成研修(模擬記録作成)

期 間： 平成21年10月5日～10月16日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： カンボジア王立裁判官・検察官養成校では、平成19年以降、毎年12月に生徒らによる民事模擬裁判が行われている。模擬裁判の指導・講評役は、カンボジア側の教官候補生が担当するのが適切であるが、民事訴訟についての十分な知識や経験がなければ、適切な指導を行うことができない。そこで、昨年10月の第4回法曹養成支援研修では、2期教官候補生を対象に指導能力向上のための研修を行

ったところ、2期教官候補生は昨年12月の模擬裁判において優れた指導を行い、上記研修の高い効果が確かめられた。

今回の第6回法曹養成支援研修も、本年12月の養成校での模擬裁判の指導役・講評役を務める予定の3期教官候補生を対象に、指導能力の向上のための研修を行うものである。具体的には、日本の民事裁判実務の見学を行うとともに、本年12月の養成校での模擬裁判に用いる事案を基に実際に模擬裁判を行う予定である。これにより、日本の民事訴訟手続を実際に見て参考にしてもらうとともに、模擬裁判の事案を深く理解し、また日本側からの指導・講評を後日の自らの指導・講評に役立てもらうことができるといえる。なお、本研修では、執行・保全に関する初步的な講義を集中的に行うこととしている。

研修員：6名

ジェー・モリン	プノンペン市裁判所
ピ・マレン	プノンペン市裁判所
ソー・リナー	シアヌークビル州裁判所
ングオン・ブティー	コンポンチャム州裁判所
タラン・パネ	バタンバン州裁判所
ケー・ソチエ	クラチエ州裁判所

③第7回カンボジア法曹養成支援研修

期 間： 平成21年11月11日～11月18日（8日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部（大阪）及びJICA大阪国際センター

研修内容： 民事訴訟法の草案が作成された後、裁判官が新しい手続に従って民事訴訟を進めることを助けるため、民事訴訟第一審手続マニュアルが作成された。これは日本側とカンボジア側の共同作業的手法により作成されてものであり、まず、日本側から日本の同種教材を基にした講義を行い、それを受けたカンボジア側担当者らが起案し、マニュアルの完成版としたものである。しかし、内容を見ると、正確でない箇所や分かり難い箇所等が少なくなく、いずれ改訂が必要であることが指摘されてきた。

また、カンボジア王国立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトにおいては、上記マニュアルに付随する模擬記録が作成され、カンボジア側からの好評を得た。そこで、上記マニュアルに模擬記録の該当箇所を引用すれば、両教材の結びつきが強まり、これらを用いての学習の効果が高まるといえる。このように、民事訴訟第一審手続マニュアルは、養成校の教材の中で最重要とであり、改訂の必要性は高まってきていたものである。

そこで、このたび、養成校の教官候補生6名を日本に呼び、集中的

に上記マニュアルの再検討及び改訂作業を行うことは、上記マニュアルの内容の改善とともに、上記教官候補生の教官としてのスキルアップと教材作成ノウハウの習得という効果も期待できる。

研修員：7名

シングオン・ロタナー	プルサット州裁判所判事
コン・ダラチャート	コンポンチュナン州裁判所判事
モン・モニソピア	プレイベン州裁判所判事
キム・メイン	バタンバン州裁判所判事
フート・ヒエン	カンダル州裁判所判事
チア・ソッヒエン	プノンペン市裁判所判事
ヘン・ソックナー	タケオ州裁判所判事

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行(適用は平成19年7月)、民法は平成19年12月に成立・公布(適用期日は未定)された。

引き続き平成20年度より下記2つのプロジェクトが開始されている。

法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3(平成20年度4月～平成24年3月)

- ・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
- ・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会(委員長 森嶽昭夫日本気候政策センター理事長 委員15名)を5回及び民事訴訟法作業部会(委員長 竹下守夫駿河台大学総長 委員12名)を3回実施した。また民法作業部会のサブ部会としてカンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ(委員等8名)が発足し、3回会合が行われた。

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2(平成20年4月～平成24年3月)

- ・教材作成・教官養成等の支援
- ・継続教育への支援

当年度は法曹養成共同研究会(山口浩司司法研修所教官他 委員8名)を2回実施した。

上記のほか、JICA-Netを使用した遠隔セミナーを1回実施した。

当財団はベトナムと同様本事業の事務局業務を担当している。

(5) 中央アジア法整備支援研修(中央アジア4カ国研修)

第2回中央アジア比較法制研究セミナー

期 間： 平成21年12月9日～12月18日（10日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： 前年度に引き続き、中央アジア4カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)の裁判所及び企業、担保、債権者・株主の保護又は倒産を監督する関係省庁等より12名を招き研修を実施した。グローバル化する世界経済においては、国際標準に対応したコーポレートガバナンスが求められていることから、本研修では、対象4カ国の企業法制に関する専門家の間で、各国の会社法制、担保法制、倒産法制等の制度についての比較研究を実施し、共通する問題点を探り、その改善策を検討することを目指した。併せて、大阪地方裁判所、及び日常的に担保設定業務を行っている金融機関として三井住友銀行大阪本店の訪問を実施した。

研修員：12名

（カザフスタン）

アクパーノヴァ アジャーラ エステクバエヴァナ 司法省法務部次長

イエルカーソヴァ クラライ コペーノヴァ 産業貿易商法分析専門家

マウレンクロフ イエルラン ジェニスペコヴィッチ 南カザフスタン特別広域経済裁判所裁判官

（キルギス）

カチクイナリエヴァ ディナーラ チュイ州広域裁判所裁判官

カザコフ ボルスンベック クムシュベコヴィッチ 国有資産管理委員会監査法務部副部長

タシベコフ タラントベック ヌルラーノヴィッチ 国有資産管理委員会倒産部法律課ヘ・シャリスト

（タジキスタン）

エシュボエフ ジャロリッディン ホルブタエヴィッチ 大統領執行機関法務部チーフヘ・シャリスト

ミルマフスモフ イスモイルベック ムルドベコヴィッチ ドウシェンベ市経済裁判所裁判官

スルトーノフ カドリッディン ルシャノヴィッチ 司法省立法局チーフスペシャリスト

（ウズベキスタン）

カシーモフ ムザファール アブドゥムタリエヴィッチ 国家財産委員会条約法律局チーフヘ・シャリスト

クルボノフ ラムズベック マナトカリモヴィッチ タシュケント市経済裁判所裁判官

ラヒーモフ アブドウッロ ア布拉ロヴィッチ タシュケント州経済裁判所裁判官

(6) インドネシア研修(法廷と連携した和解・調停実施)

期 間： 平成21年11月2日～11月13日（12日間）

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)、JICA大阪国際センター

研修内容： インドネシアに対しては、2002年1月及び2003年1月に同国法制度の基礎的な調査が実施され、2002年から2006年7

月まで合計5回の日本・インドネシア司法制度比較研究セミナーと題する本邦研修を実施した。引き続き2007年3月より2年間「和解・調停制度強化支援プロジェクト」が実施されたが、今年度はそのフォローアップとして「法廷と連携した和解・調停実施」というテーマで本邦研修が実施されることになった。

- 研修の目的：①インドネシア側から、裁判所における和解・調停制度の運用・広報・人材養成状況及び今後の方針全般に関して情報提供を受け、日本側と問題点の抽出・認識の共有を図る。
- ②インドネシアの裁判所における和解・調停制度の運用・広報・人材養成促進・改善に際して必要と考えられる実践的知見を日本側が提供する。
- ③上記①で抽出した問題点及び上記②で提供した知見に基づき、インドネシア側の裁判所における和解・調停制度関連活動の具体的改善の方向性を検討する。
- ④インドネシアの和解・調停制度を中心とした司法制度の問題点・今後の望ましい在り方等について両者の認識共有を図る。

研修員：12名

アチャ・ソンジャヤ	最高裁判所民事部長
タクディル・ラフマディ	最高裁判所判事
モハマド・ジョコ	西ジャカルタ地方裁判所長
グスリザル	ボゴール地方裁判所長
アブドゥル・ホリック	チラチャップ宗教裁判所長
ディア・スラストゥリ・デウィ	西ジャカルタ地方裁判所判事
アブドゥラ	最高裁司法研修所研修教材開発部
アフマド・ザワウイ	北ジャカルタ宗教裁判所判事
ベッティーナ・ヤーヤ	最高裁司法研修所教官
スリ・マムジ	IICT(調停人認証機関)代表
アーマド・ファーミ・シャハブ	PMN(調停人認証機関)代表
タヒール・ムサ・ルットフィ・ヤジッド	弁護士

(7) インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

インドネシア司法関係者に対する本邦研修は平成14年度からスタートし、諸法律やその運用制度全般について日本との比較を軸にセミナーを実施、2年間の実施内容をもとに、インドネシアにおいて今後改善が最も望まれている分野として「公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営」を基調テーマとして、平成16年度から3カ年計画でセミナーを行い民事紛争解決制度の効率化に向けて政策提言書が作成された。それに基づきJICA事前評価調査団が派遣され、「インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト」が平成19年3月から2年間の予定で実施され平成21年3月で一応終了したが、当年度はそのフォローアップとしてアドバイザリーグループ会合を4回実施した。

インドネシア和解・調停制度強化支援アドバイザリーグループ(草野芳郎学習院大学法学部法科大学院教授他5名)

(8) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト(中国研修)

第4回中国研修(民事訴訟法)

期 間： 平成21年11月4日～11月13日(10日間)

場 所： 法務総合研究所(東京・大阪)、JICA東京国際センター

研修内容： 本研修は「中国の民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト」の一環として両法律の改正及び中国権利侵害責任法の制定を支援するため、その関係者を日本へ招へいして実施したものである。本研修は今回で4回目であり、今回は人事訴訟・家事審判などとともに、訴訟の各手続における当事者主義・職権主義・手続保障の表れを整理することに加えて不法行為法についても中国側の理解を深め、中国に対してより適正で国際的標準に沿った改正民事訴訟法案、同仲裁法案及び権利侵害責任法案の起草に資する情報や助言を提供することを目的として、大学教授や法曹関係者による講義・意見交換・裁判所への訪問等を行った。

研修員： 11名

扈 紀華 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任

羅 東川 最高人民法院研究室副主任

段 京連 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室調研員

李 文閣 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室調研員

趙 振宏 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会研究室調研員

嚴 冬峰 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査室副處長

庄 曉泳 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室幹部

孫 娜娜 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室幹部

陳 強 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室幹部

許 燦 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室幹部

王 歷磊 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会立法計画室幹部

(9) 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの予定で中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されている。

内容としては、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度が整備され、民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」を実施している。これに加え、中国側からの要請により

中国の「権利侵害責任法」立法への助言を効果的に行うことの目的として中国権利侵害責任法研究会が発足した。

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会
委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授
委 員 14人
平成21年度は研究会を2回開催。

中国権利侵害責任法研究会
委員長 上原敏夫 一橋大学大学院教授
委 員 9人
平成21年度は研究会を3回開催。

(10) 第2回東ティモール研修(法案作成能力の向上)

期 間： 平成21年7月27日～8月7日(12日間)
場 所： 法務総合研究所(東京) 及びJICA東京国際センター
研修内容： 本研修は「逃亡犯人引渡法」、「違法薬物取引取締法」の起草を題材とし、これらの法律に相当するわが国の逃亡犯人引渡法及び麻薬特例法の概要について学ぶとともに、特に、国際条約の国内法化の側面を有するこれらの法律の起草に際して留意すべき点などについて講義及び意見交換等を通じて習得し、その結果を参考資料として纏めるとともに、起草作業に際して必要な立法局部内の規範を制定するための基礎知識を得ることを目的として行われた。

研修員： 2名
マルセリーナ・ティルマン・ダ・シルヴァ 司法省国家司法法制諮問・立法局局長
ヴァスコ・ソアレス 司法省国家司法法制諮問・立法局立法政策部長

(11) ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

ネパール国別研修(民法及び関連法セミナー)を中心として実施されるネパール民法改正支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザリーグループが設置された。

ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」に係るアドバイザリーグループ
委員長 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授
委 員 4名
平成21年度は13回会合を開催。

3 その他法整備支援事業

(1) 日韓パートナーシップ研修

第1回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる実務上の諸問題

韓国大法院・各級法院及び日本法務省・法務局と裁判所の不動産及び商業登記制度関係者によるパートナーシップ研修は当年度第1回を迎える。個別テーマについて内容の深い研究が行われ、この研究の成果は両国関係機関にとり極めて貴重な資料となっている。当財団は本研修の日本側共催者として旅費、会議費他の費用支援を行い、研修員と財団他関係者の交流の場を設ける等の協力を実施している。

日本セッション 平成21年6月15日～6月25日東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務総合研究所(東京)浦安センター等において研修、6月23日総括発表として韓国研修員による発表会開催。

韓国セッション 平成21年10月19日～10月29日ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修、帰国後10月29日帰国報告会を実施。

4 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要な事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本(東京・大阪)と中国(北京)で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっている。今年度は日本側より要請し中国の「権利侵害責任法」と「中国独占禁止法」をテーマとして取り上げた。

今回は日本での8回目の開催となり、中国側の主催者である国家発展改革委員会の杜鷹副主任をお迎えし、また講師として全国人大常務委員会法制工作委員会より石宏民法室副處長及び商務部より反壟斷局尚明局長にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から二つのテーマについて現状と今後の課題などを紹介いただいた。何れも日本企業の中国での事業展開にとって重要な法律であり、有意義な最新情報を聞きることができた。

第14回日中民商事法セミナー(東京)

日 時： 平成21年9月15日(火)

場 所： 日本貿易振興機構(JETRO) 5階展示場

主 催： 日本側 当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構
中国側 国家発展改革委員会

開会挨拶： 宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長
杜 鷹 国家発展改革委員会副主任
小貫芳信 法務総合研究所長・当財団理事
中富道隆 日本貿易振興機構(JETRO)副理事長
牛建国 中国大使館公使参事官

総合司会： 小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事
中国側司会：李国華 国家発展改革委員会外事司巡視員

講演 I : 演題：中国の「権利侵害責任法」について
講師：石 宏 全人代常務委員会法制工作委員会民法室副室長
講演 I に関する日本側コメント
コメンテーター：沖野眞巳 一橋大学大学院法学研究科教授

講演 II : 演題：「中国独占禁止法」適用の現状と課題
講師：尚 明 商務部反壟斷局局長
講演 II に関する日本側コメント
コメンテーター：栗田誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授

挨 拶： 李国華 国家発展改革委員会外事司巡視員
総 括： 小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事

第14回日中民商事法セミナー（大阪）
日 時： 平成21年9月16日(水)
場 所： 法務総合研究所国際会議室 大阪中之島合同庁舎2階

開会挨拶： 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長
杜 鷹 国家発展改革委員会副主任
赤根智子 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員
土屋敬三 日本貿易振興機構(JETRO)大阪本部長

総合司会： 横山幸俊 法務総合研究所国際協力部教官
中国側司会：任 瓏 国家発展改革委員会法規司司長

講演 I : 演題：中国の「権利侵害責任法」について
講師：石 宏 全人代常務委員会法制工作委員会民法室副室長
講演 I に関する日本側コメント
コメンテーター：松尾弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

講演Ⅱ： 演題：「中国独占禁止法」適用の現状と課題
講師：尚 明 商務部反壟断局局長
講演Ⅱに関する日本側コメント
コメンテーター：栗田誠 千葉大学大学院専門法務研究科教授

挨 拶： 任 瓏 国家発展改革委員会法規司司長
総 括： 石川 正 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士・当財団評議員

(2)国際民商事法講演会（国際私法・国際民事訴訟法講演会）

法務総合研究所が招聘した中国の国際私法・国際民事訴訟法の専門家による講演会を東京にて共催し、会員企業をはじめ多数の参加を得て充実した講演会とすることことができた。

開催趣旨：中国は1990年代以降、積極的な改革開放政策を推し進めて、2001年12月に世界貿易機関(WTO)に加盟するなど市場経済への移行を着実に進め、日本との関係においても主要な貿易相手国になっており、中国経済の動向が日本を含む国際市場にとって直接的かつ大規模な影響をもたらすようになっている。

現在、中国では、WTO加盟の条件として要求される市場経済に適合する法制度の整備を急いでおり、国際私法改正の準備も進めている。国際私法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係に関する準拠法(適用法)を定める法律であるが、中国の国際私法(現行の民法通則の一部等)については、従前から条文の不備など多くの問題点が指摘されており、また、国際民事訴訟法は、国際的な要素が含まれる私法法律関係に関する国際裁判管轄等を定める法律であるところ、中国の国際民事訴訟法(現行の民事訴訟法の一部)についても、条文の不備などの問題点が見受けられる。

一方、我が国においては、2006年に「法の適用に関する通則法」(国際私法)が制定され、また現在、国際裁判管轄法制(国際民事訴訟法)の制定作業が進められている。

上記の状況において、中国国際私法・国際民事訴訟法を日本法と比較して共同研究することは、中国のみならず日本、ひいては世界にとつても望ましいことと考えられる。

そこで、今回、中国国際私法・国際民事訴訟法の専門家であり、日本への留学経験も有する清华大学法学院教授李旺氏を講演者とし、中国国際私法・国際民事訴訟法の改正課題や日中両国の国際私法・国際民事訴訟法の異同について紹介いただき、日本側の研究者、実務家との討論を通して今後の中国国際私法・国際民事訴訟法の改正の在り方、さらには日本法の在り方をも展望することを目的として、本講演会を開催することにしたものである。

本講演会は、我が国の法曹関係者、研究者、企業法務関係者等、多

方面にわたり国際私法、国際民事訴訟法等に関心をお持ちの方々に大変参考になるものと考える。

国際私法・国際民事訴訟法講演会

日 時： 平成22年2月22日（月）

場 所： 法務省大会議室（東京都千代田区霞が関1-1-1）

テ ー マ： 「中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題～日本法と比較して～」

開会挨拶： 小貫芳信 法務総合研究所長・当財団理事

小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事

総合司会： 横山幸俊 法務総合研究所国際協力部教官

講 演： 演題：中国国際私法・国際民事訴訟法の現状と課題

講師：李 旺 清華大学法学院教授

日本側コメント1（国際私法）

コメンテーター：櫻田嘉章 京都大学名誉教授、甲南大学法科大学院教授

日本側コメント2（国際民事訴訟法）

コメンテーター：山本和彦 一橋大学大学院法学研究科教授

パネルディスカッション・会場質疑

司会（兼パネリスト）：小杉丈夫弁護士

パネリスト： 李旺教授、櫻田嘉章教授、山本和彦教授、

小出邦夫 東京高等裁判所判事・前法務省民事局参事官

総 括： 小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事

閉会挨拶： 原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

講演者プロフィール：

李 旺氏 清華大学法学院教授

略 歴： 中国政法大学大学院等を経て日本へ留学し、京都大学大学院等において日本法を研究。その後、中国北京市で弁護士（法律師）登録した上、大江橋法律事務所での勤務等を経た後、現在、清華大学法学院で教授として主に中国国際私法・国際民事訴訟法を研究・教育。

（3）他団体との共催事業

①2009年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務総合研究所の共催による下記セミナーを後援

開催趣旨： 経済成長の著しい東アジア・東南アジアの国々からビジネスローラーを招き、わが国の企業がこれらの地域において事業展開を行う場合における法務上の留意点をテーマとして企業経営者等を対象とした標記セミナーを開催したもの。

主 催： 石川国際民商事法センター・法務省法務総合研究所

日 時： 平成22年3月16日(火)13:30～16:30
場 所： 北國新聞社 赤羽ホール1階
テ ー マ： 「アジアにおける事業展開に伴う法務上の留意点」

開会挨拶： 高澤 基 石川国際民商事法センター会長
本江威憲 財団法人国際民商事法センター監事(石川民商事
法セ ンター顧問)
講演I： 「中国における外国企業の事業展開をめぐる法律上の問題点」
方 新 上海・大成法律事務所弁護士
講演II： 「韓国の外国人投資制度と関連法律」
景洙謹 ソウル・イン・アンド・イン法務法人弁護士
講演III： 「外国中小企業のタイにおける事業展開について留意すべき法務
上の問題点」
ピサワット・スコンタパン バンコク・タマサット大学ロー
スクール教授
講演IV： 「ベトナムにおけるビジネス環境」
ディエップ・ティ・ホアイ・ナム ハノイ・YKVN法律事務所
弁護士

会場質疑応答
閉会の挨拶

②ローエイシア第22回ホーチミン大会

日 時： 平成21年11月9日～12日
会 場： ベトナムホーチミン市レックスホテル
当財団出席者： 原田明夫理事長(日本ローエイシア友好協会会長)
小杉丈夫理事(日本ローエイシア友好協会副会長)
小林清則事務局長

期間中、財団としてローエイシア大会参加者とハノイ在法整備支援長期専門家との交流、ホーチミン在日本企業関係者との懇談会をアレンジするなど催しに協力した。

③第11回法整備支援連絡会

日 時： 平成22年1月22日11:00～18:00
会 場： (大阪)法務総合研究所国際協力部国際会議室
(東京)法務総合研究所3階共用会議室(TV会議システム)
主 催： 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構
テ ー マ： 「法整備支援に必要な人材育成と多国間協力」
出 席 者： 法整備支援に関与している関係機関、関係者

5 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成21年度よりは「監査制度」をテーマとしてアジア・太平洋監査制度研究会を平成24年3月までの3ヶ年計画として立ち上げた。本年度は初年度であり対象国関係者よりのヒアリングを中心に研究会を実施した。

名 称	アジア・太平洋監査制度研究会	
主 催	法務総合研究所国際協力部、当財団	
期 間	平成21年4月～平成24年3月(3年プロジェクト)	
研究対象国・地域	中国、香港、韓国、ベトナム	
座 長	近藤 光男	神戸大学大学院法学研究科教授
委 員	片木 晴彦	広島大学大学院法務研究科教授・弁護士
	川口 恭弘	同志社大学大学院司法研究科教授
	北村 雅史	京都大学大学院法学研究科教授
	中東 正文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	池田 裕彦	弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
	井上 浩一	あづさ監査法人代表社員・公認会計士
	森川 茂	住友商事(株)関西ブロック総括部法務チーム長
	赤根 智子	法務総合研究所国際協力部長
	杉山 典子	法務総合研究所国際協力部教官

平成21年度における研究会開催 場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室

第1回研究会	平成21年7月22日
第2回研究会	平成21年9月25日
第3回研究会	平成21年11月25日
第4回研究会	平成22年2月23日

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

平成18年度～20年度のアジア株主代表訴訟研究会の研究と平成21年3月開催の”アジア株主代表訴訟シンポジウム～アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護～”の成果をとりまとめ「アジアにおける株主代表訴訟制度の実情と株主保護」として当財団監修、株主代表訴訟研究会編集により商事法務より出版し会員に配布した。

6 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

第30号 平成21年7月発行

平成20年度事業報告、平成21年度事業計画

2008年度「国際民商事法金沢セミナー」

第31号 平成22年1月発行

第14回日中民商事法セミナー特集

(2)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。